

JETRO

特許庁委託事業

# 模倣対策マニュアル

## ブラジル 編

2011年3月



## 第5節 著作権

### 5.1. はじめに

著作者の権利（著作権）は、産業財産権とは権利の根拠及び法律の定める保護の範囲において異なっている。

権利の根拠に関しては、産業財産法は、特許状／登録証の交付により、権利を形成する許可通知を行い、無体物を使用する排他的権利を与えている。つまり、誰が最初に当該対象物を発明し、意匠を考案した又は商標を使用したかにかかわらず、最初の出願人又は最初の登録出願人が独占権を有することを意味する（COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 145）。

他方、著作権法においては、著作者による学術的著作物、美術的著作物、文芸著作物又はコンピュータプログラムの独占権は、行政的許可通知から生じるものではなく、かかる著作物を創作したことから生じる。この種の著作物の登録は関係当局を通じて取得する必要があるが、登録は権利を形成するのではなく、創作の先行性が著作権の行使に必要な場合に、これを証明するに過ぎない（COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 145）。よって、著作権法、すなわち法律第 9610/98 号（以下「著作権法」）により与えられる著作権保護は、登録簿への著作物の登録を要件とせず（著作権法第 18 条）、著作者によるかかる登録は任意とされている（著作権法第 19 条）。

法的保護の範囲に関しては、産業財産権の保護は、対象物の外的形状のみならず、着想の独創性も含む一方、著作権は、著作物が外部に提示される形式、つまり著作物が公衆に提示された状態のみを保護する。

### 5.2. 定義

著作権（著作者の権利）は、知的作品を創作した自然人又は法人がかかる著作物の利用に起因する人格的利益及び財産的利益を享受することができるように、法律がかかる自然人又は法人に授ける権限から成る。著作権に適用される規則は、著作者と芸術作品の使用との間の事項に関して保護を目的とするものである。

著作権法の定義によれば、法律の保護対象となる知的作品とは、著作者から精神的に発せられ、何らかの手段又は物理的媒体により表され、有形無形の別を問わず、既知の又は将来創作されるあらゆる創造物である（著作権法第 7 条）。例えば、著作権法は、保護対象となる知的著作物の一覧を提示している。すなわち、文芸、美術的又は学術的著作物の内容、会議、演説、講演その他類似の著作物、演劇用及び楽劇用の著作物、書面又はその他の形式により舞台での演技が決められている舞踊及びパントマイム（無言劇）の著作物、楽曲（音符の形式によるかどうかを問わない）、視聴覚著作物（音声を伴うかどうかを問わない、映画の著作物を含む）、写真の著作物及び類似の手法により制作された著作物、素描、絵画、版画、彫刻、石版画及びキネティックアート、図解、地理学的文字（geographical letters）及びその他同じ性質の著作物、地理学、工学、地形学、建築学、景観学、遠近法学及び科学の主題に関する図面

(projects)、地理学に関係のある素描及び模型 (plastic work)、新たな知的著作物として発表される原作物の翻案、翻訳及びその他の変形、コンピュータプログラム、編集物又は要約、選集、百科辞典、辞書、データベース、並びにその内容の選別、順序又は配置の面において知的創作物としての特徴を有するその他の著作物 (著作権法第7条各項)。

著作権法で保護されないものとしては、(1) アイデア、方法・システム・プロジェクトは数学の概念のようなもの、(2) 計画、精神活動を実行する規則、ゲーム、ビジネス、(3) 情報を記入するblankフォーム、(4) 条約、法令、判決、その他公的な規則 (5) カレンダー、日記、登録表示、副題、(6) 名称、独立した題名、(7) 作品に含まれるアイデアの工業的あるいは商業的利益などがあげられる。

### 5.3. 著作者人格権、著作財産権及び著作隣接権

著作権 (著作者の権利) は、法的効果に関連して、著作者が創作した著作物に対して著作者が保有する人格権及び著作財産権に分けられる (著作権法第22条)。

#### 5.3.1. 著作者人格権

著作者人格権は、著作者を著作者の知的創作物に結び付ける恒久的な拘束力を有する絆であって、著作者が自己の人格 (個性) を防衛できるようにするものである。かかる権利は譲渡不能であり、放棄することができず (著作権法第27条)、また永久的なものであって、著作者又はその相続人は何時でもこれを行使することができる。

法律で明示に規定されている著作者人格権としては、次のものが挙げられる。すなわち、著作物の著作者であることを何時でも主張できる権利、該当創作物の使用時に著作者としてその氏名、アーティスト名、署名を表示又は通知させる権利、著作物の独自性を保全する権利、著作物の完全性を確保する権利 (何らかの形で著作者の名声又は評判を損なう又は影響を与える可能性のある一切の変更又は行為に反対する権利)、使用前又は使用後に著作物を改変する権利、流通又は使用により著作者の評判及びイメージが損なわれる場合に著作物の流通を中止させたり、すでに許可の与えられている形式での使用を停止させる権利、他人が著作物の唯一かつ希少な見本を合法に所有し、その目的がそれを所有する、いずれの場合も発生した損害又は損失に対して賠償を受ける者の不都合を最小にする方法で、写真若しくは類似の方法、又は録音録画の方法を通じて、その記憶を保全するためである場合に、当該の見本を所有する権利である (著作権法第24条)。

著作者の死亡時には、著作者が保有する原則としてすべての著作者人格権は著作者の相続人が相続する (著作権法第24条補項1)。しかし、次のような場合は除かれる。

(1) その著作物が利用される前、あるいは利用後に当該著作物に変更を加えること (著作権法24条本文5号)、(2) その著作物の流通または利用がそのイメージや名声を毀損するものである場合、当該著作物の流通を停止させることあるいは既に許可された利用を止めさせること (同条6号)、(3) その著作物の唯一あるいは希少な複製物を所持すること。すなわち、その複製物が第三者により、その作品についての記憶を留めるために、写真記録的な方法か同種の方法、あるいは視聴覚記録的な方法であって、いかなる場合でもその保有者 (編者注: 第三者) が損害賠償の請求をされる

ような不利益がなく、適法に所持されることである（同条 7 号）（編者注：原作品の同一性保持権については著作者の死後も相続人が主張可とされている）。

#### a) 出所の表示

##### 準拠法

出所は、ブラジルにおいて著作権に適用される法律第 9610/98 号によって保護される。さらに、ブラジル手続規則協会（ABNT）は、規範第 6023/2002 号に従って学術文献で参照又は引用される著作物を特定する一連の要素が届け出られなければならない、これが行われない場合には、学術文献とはみなされない罰が課されると規定している。

##### 定義及び内容

出所の表示に対する権利は、たとえ部分的であっても、自己の創作物を使用する者に、文学著作物、美術著作物又は学術著作物の著作者と表示させる著作者の権利と関係している。

登録の有無にかかわらず、著作者は著作物に対する家産権及び著作者人格権、並びに特に自己の著作物が第三者により使用される場合に自己の氏名又は別名を著作者として表示又は発表される権利を保証される（著作権法第 24 条第 2 項）。

ただし、ブラジル法は、とりわけ研究、論評又は議論の目的での書籍、新聞、雑誌その他の通信媒体における著作物の抜粋の転載を著作権の侵害行為とはみなしていない。ただし、転載の目的が正当化され、著作者の氏名及び著作物の出所が表示されることが条件となる（著作権法第 46 条第 3 項）。

##### 保護される者

原則として、著作者は文学著作物、美術著作物又は学術著作物を創作する個人である。もっとも、法律は著作権の保護の対象を法人にも拡大しており（著作権法第 11 条）、また著作物の登録は任意とされている。

##### 造形美術の著作物の使用

いかなる手段によるものであれ、造形美術の著作物を複製する許可は書面により行われなければならない、また有償であると推定される（著作権法第 78 条）。

さらに、別段の合意がある場合を除き、造形美術の著作物を売却することにより、著作者は複製権ではなく、展示権を買い手に譲渡する（著作権法第 77 条）。

##### 写真の著作物の使用

写真の著作物の著作者は、肖像の展示、複製及び販売の制限を受けるが、当該写真の著作物を複製・販売する権利を有し、それが保護される造形美術の著作物である場合には、撮影された著作物の著作権を損ねないものとする（著作権法第 79 条）。

第三者により使用される場合、写真には著作者の氏名を明確に表示しなければならない、また著作者の事前の同意がない場合には、オリジナルに完全に従わない限りは、複製することはできない（著作権法第 79 条第 1 項及び第 2 項）。

### レコードの使用

レコードを発行する際、制作者は、各レコードに次の事項を表示しなければならない。(i) 収録された著作物の名称及びその著作者、(ii) 演奏者の氏名又は別名、(iii) 発行年、(iv) 制作者の氏名又は識別標章（著作権法第 80 条）。

### 視聴覚著作物の使用

視聴覚作品に関する文学著作物、美術著作物又は学術著作物の著作者及び演奏者の許可には、別に同意されていない限りは、経済使用の同意が必要となる。

許可の独占権は、明示に規定されなければならない、また契約締結後 10 年で満了する。視聴覚著作物の制作者は、そのコピーのそれぞれに次の事項を表示しなければならない。(i) 視聴覚著作物の名称、(ii) 製作責任者及び共同著作者の氏名又は別名、(iii) 該当する場合、二次的著作物の名称及びその著作者、(iv) 演奏者、(v) 発行年、(vi) 制作者の氏名又は識別標章、(vii) 吹替え者の氏名（著作権法第 81 条第 1 項及び第 2 項）。

### 5.3.2. 著作財産権 (patrimonial rights)

著作財産権（編者注：いわゆる著作権）は、既存の技術的方法又は将来発明されうる技術的方法を通じた知的創作物の経済的利用に関するものであって、著作者が自己の望みに応じてその創作物を使用し、享受し及び処分する著作者の排他的権利（著作権法第 28 条）であり、また第三者にその全部又は一部の使用を許可するものであって、法律が保証する真正な財産権を特徴とする。

著作者人格権は、譲渡不能で、永久的で、譲渡不能で、かつ放棄できない。これとは異なり、著作財産権は、著作者が代理権又は著作者の創作物の利用権を許諾する他人に対して、移転又は譲渡することができる。したがって、許可されない限り、著作者の知的創作物はいかなる方法でも使用することができず（著作権法第 29 条）、また該当する場合は、許可のない利用に責を負うべき者は著作権を侵害することになり、かかる行為は刑事訴訟に加え、民事訴訟の対象ともなる。

著作者の事前かつ明示の許可を必要とする行為としては、次の行為が注目に値する（著作権法第 29 条及び各項）。著作物の一部又は全部の複製、編集、翻案、編曲及びその他の変形、別の言語への翻訳、レコード又は音響映像製品への記録、既存の又は将来発明され得る媒体におけるあらゆる種類の使用。

著作者の著作財産権は、民法が定める相続の方針に従って、著作者の死亡年の翌年の 1 月 1 日から起算して（著作権法第 41 条）、又は視聴覚著作物及び写真の著作物の場合には、著作物の公開年の翌年の 1 月 1 日から起算して 70 年間有効である（著作権法第 41 条第 1 項）。

### 5.3.3. 著作隣接権

著作権法は、該当する場合は、著作者の権利（著作権）に関する規定が演奏者又は実演家、レコード制作者及び放送会社が保有する権利に適用されると定めている（著作権法第 89 条）。著作隣接権の保有者としては、演奏者、伴奏者、レコード制作者

(レコード及び採用される物理的媒体、CD 又は DVD の制作及び発表に責を負う者)及び放送会社が挙げられる。かかる権利が著作隣接権である。

著作権の著作者人格権又は著作財産権並びに著作隣接権に対する侵害については、適切な項目で取り上げる。

#### 5.3.4. 著作権の譲渡

既に述べた通り、著作者の著作財産権は、著作者又は著作者の相続人が、自ら又は特に当該の権限を与えられた代理人を通じて、ライセンスの供与、許可、譲渡又はその他法的に認められる手段を用いて、その全部又は一部を譲渡することができる(著作権法第 49 条)。

著作権全体の譲渡は、著作者人格権及び法律に基づき明示的に除外されている権利を除き、著作者の権利のすべてをその対象とし(著作権法第 49 条 (I))、また完全かつ最終的な譲渡は、書面による譲渡契約を通じてのみ有効とされる(著作権法第 49 条 (II))。

著作権の譲渡は、契約に明示に別段の定めがない限りは、契約の締結された国に関してのみ有効とされる(著作権法第 49 条第 4 項)。

#### 5.4. 法令

著作権には、国内的及び国際的に規定される著作者の権利及びそれに著作隣接権が含まれる。

##### 5.4.1. 国際制度

(<http://www.ecad.org.br/ViewController/publico/conteudo.aspx?codigo=48>)

国際的には、ベルヌ条約及びローマ条約において定められた制度が存在する。これらの国際条約の締約国は協力して、目標を定め、著作権及び著作隣接権の保護を規定し、また国際的に適用される規則を定めている。かかる条約は、それぞれ法令第 75699/75 号及び政令第 57125/65 号を通じてブラジルで承認され、規制され、適用された。

またブラジルは、GATT ウルグアイラウンドを経て WTO を設立した 1994 年マラケシュ条約の締約国でもある。TRIPS 協定によれば、ブラジルはベルヌ条約を遵守する義務を負っており、これを履行しない場合には、ベルヌ条約で定められた制裁を受ける。

TRIPS 協定第 41 条に基づき、ブラジルは著作権保護を保障し、かつ著作物の許可を得ないでの使用を阻止する義務も負っている。

またブラジルは、ジュネーブ条約、ワシントン条約及びブエノスアイレス条約など、著作権及び著作隣接権の保護に関する他の国際条約の締約国でもある。

これらの条約及び国際条約は、承認を経てブラジル国内法に組み込まれている。さらに、文芸著作物、美術著作物及び学術著作物に対する権利は、ブラジル連邦憲法第 5 条 (XXVII) 及び (XXVIII)、法律第 9610/98 号 (著作権者の権利法―「著作権法」)、並びに刑法第 184 条及び第 186 条によっても保護されている。

#### 5.4.2. 国内制度

(<http://www.ecad.org.br/ViewController/publico/conteudo.aspx?codigo=48>)

ブラジルでは、20 世紀初頭に著作権保護団体が設立され始めた。これらの非営利民間団体はそのほとんどが著作者及びその他の音楽専門家により設立されたものであり、その趣旨は団体の会員全員の音楽を公に実演する著作者の権利を保護することにあった。

1917 年、ブラジル劇作家協会 (Brazilian Theater Author's Society) (SBAT) が設立され、設立当初は演劇作家だけで構成されていたが、その後準会員として作曲家の入会が認められた。その結果、団体の活動は活発となり、程なく他の団体が出現した。

1973 年、著作者の権利法 (著作権法) (1973 年 12 月 14 日付法律第 5988 号) の成立を受けて、中央徴収・分配センター (ECAD) が設置され、徴収分配の過程を運営するために必要なすべての書類の作成業務に加え、音楽の公共放送からの著作権料の徴収及び配分を集中化させた。

#### 5.5. 著作権登録局

前述した通り、著作者は関係登録簿に自己の知的著作物を登録することができるが、登録簿への著作物の登録が著作権法による保護の要件とされていない以上 (著作権法第 18 条)、登録するかは著作者に選択の自由が与えられている (著作権法第 19 条)。かかる登録は、著作権を行使するために必要となった場合に創作日を証明するだけである (COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 145)。

先に示した通り、法律第 9610/98 号に従って有効な法律第 5988/73 号第 17 条によれば、著作者は、著作者の権利を保護するために自己の著作物を登録することができる。著作物の性質に応じて、いくつかの登録簿にこの登録を求めることができる (著作権法第 145 条)。したがって、(文芸作品の) 作家はその書籍を国立図書館に登録することができる、彫刻家はその彫刻をリオデジャネイロ連邦大学芸術学部に登録することができる。建築家はその図面を工学、建築学及び農学評議会 (Regional Council of Engineering, Architecture and Agronomy) に登録することができる、またコンピュータプログラムの作成者は、本マニュアルの第 1.9 節で取り上げた通り、INPI にそのプログラムを登録することができる (COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 145, 旧著作権法第 17 条との関連)。著作物が前述の 2 以上の登録簿に登録できる場合には、それが最も密接に関係する登録簿に登録されなければならない (旧著作権法第 17 条第 1 項)。

著作者の著作物の登録を行っている協会はいくつかあるが、法律（著作権法第 99 条）は、かかる協会が著作権料の徴収及び分配を行う単一のセンター、すなわち ECAD、を有することを定めている。

海外で設立された協会は、ブラジルに代表を置くことができ、著作権法に従って設置されたブラジルの協会がこれを担う（第 97 条第 3 項）。

### 5.5.1. ECAD

(<http://www.ecad.org.br/ViewController/publico/conteudo.aspx?codigo=16>)

ECAD とは、*Escritório Central para a Arrecadação e Distribuição*（中央徴収分配センター）の略語である。同センターは、いずれかのメディアによる放映及び放送を含む音楽、文学・音楽の著作物及びレコードの公の演奏、並びに視聴覚著作物の展示に対する著作物利用料の徴収・分配を行う。現在、ECAD は、国内及び海外での音楽の公の演奏により生じる著作物利用料の徴収及び配分に従事する 10 の音楽協会により運営されている。このことから、音楽の公の演奏に対する著作物使用料の分配に関して、ブラジルは最も先進的な国の 1 つだと見なすことができる。

ECAD を運営する 10 協会を次に挙げる。ABRAMUS (*Associação Brasileira de Música e Artes* – ブラジル音楽芸術協会)、AMAR (*Associação de Músicos, Arranjadores e Regentes* – 音楽家編曲家作曲家協会)、SBACEM (*Sociedade Brasileira de Autores, Compositores e Escritores de Música* – ブラジル作家作曲家作詞家協会)、SICAM (*Sociedade Independente de Compositores e Autores Musicais* – 独立作曲家作家協会)、SOCINPRO (*Sociedade Brasileira de Administração e Proteção de Direitos Intelectuais* – ブラジル知的権利管理保護協会)、UBC (*União Brasileira de Compositores* – ブラジル作曲家同盟)、ABRAC (*Associação Brasileira de Autores, Compositores, Intérpretes e Músicos* – ブラジル作家作曲家演奏家音楽家協会)、ANACIM (*Associação Nacional de Autores, Compositores, Intérpretes e Músicos* – 全国作家作曲家演奏家音楽家協会)、ASSIM (*Associação de Intérpretes e Músicos* – 演奏家音楽家協会)、SADEMBRA (*Sociedade Administradora de Direitos de Execução Musical do Brasil* – ブラジル音楽演奏権管理協会)。

法律に従って、ECAD は裁判上あるいは裁判外で、ECAD に加入している権利保有者の代理人として自己の名称を用いて行為することを認められている（著作権法第 98 条）。

ECAD はリオデジャネイロで設立され、その本部事務局を置いているほか、ブラジルの主要都市に 25 の支所を置いている。

ECAD の本部事務局の住所は次の通り。

Avenida Almirante Barroso, 22, 22º andar, Centro, Rio de Janeiro – RJ  
CEP 20031-000



電話：(21) 2544-3400  
ファックス：(21) 2544-4538  
ウェブサイト：[www.ecad.org.br](http://www.ecad.org.br)  
電子メール：[ecadrj@ecad.org.br](mailto:ecadrj@ecad.org.br)

### 5.5.2. 国立図書館

([http://www.bn.br/portal/?nu\\_pagina=11](http://www.bn.br/portal/?nu_pagina=11))

一例として、著作権で保護される著作物を登録することができる団体の 1 つと登録  
手続の手順をここに挙げる。

ユネスコにより世界の 10 大国立図書館の 1 つと認定されているブラジル国立図書館  
は、ラテンアメリカ最大の図書館でもある。著作者の著作物の登録及び収集の維持な  
ど、*Fundação Biblioteca Nacional* (ブラジル国立図書館基金、FBN) が行ういくつ  
かの活動のうち、FBN には著作者の権利(著作権)を登録・記録する著作者権利局が  
あるが、同局は ISBN (国際標準図書番号) の国内機関でもある。そのような機関と  
して、FBN は国際図書番号制度の利用を調整・促進し、公開及び商品化の目的で出版  
者及び国内出版物にコードを割り当てている。

著作者権利局(EDA)が提供するサービスは 1898 年から存在している。法律第  
9610/98 号に基づく知的著作物の登録を通じて、EDA は著作者が著作物について保有  
する創作にかかる権利に関して著作者に法律上の安全性を与えるものであることが意  
図されている。登録は著作者であることを認め、著作者人格権及び著作財産権を設定  
し、権利保有者及びその相続人の双方に関して保護の存続期間を確定する。さらに、  
EDA は、登録されている著作物のいわゆる「法的寄託」も受理している。法的寄託は、  
ブラジルの知的著作物の収集、保管及び公開を保障するために、いずれかの媒体又は  
方法により、ブラジルで出版されたすべての出版物の見本を国立図書館に提出すべき  
との法的要件により成り立っている。

EDA に登録できるのは、次の種類(の作品)である。詩、小説、学校/教育教材、  
音楽、演劇、技術/科学、論文/小論、物語/史劇、コマ割り漫画、映画/テレビ、  
神秘論、美学、宗教、政治学/思想、キャラクター/漫画、伝記、広告、定期刊行物  
など ([http://www.bn.br/portal/arquivos/pdf/Tabela\\_Genero\\_Obras.pdf](http://www.bn.br/portal/arquivos/pdf/Tabela_Genero_Obras.pdf))。

国立図書館の住所

Rua da Imprensa, nº 16, 12º andar, Castelo, Rio de Janeiro - RJ  
CEP 20030-120

電話：(21) 2262-0017

ファックス：(21) 2240-9179

国立図書館のウェブサイト：[www.bn.br](http://www.bn.br)

著作者権利局のウェブサイト：[http://www.bn.br/portal/index.jsp?nu\\_pagina=25](http://www.bn.br/portal/index.jsp?nu_pagina=25)

電子メール：[eda@bn.br](mailto:eda@bn.br)

### 5.6. 著作権及びインターネット

インターネットの発達とその使用が日々増加していくに伴い、著作権関連の主な問題は適用される法令の理解であり、また侵害者の監視をいかにして進め、侵害者の所在をいかにして突き止めるかである。

重要な点として、既に一般に受け入れられている特徴であっても、デジタル著作物も含めて、著作権により保護される著作物は、そのすべてが与えられた保護を引き続き受けるのであり、事前の許可なく使用できないことが挙げられる。

著作者は、自己の著作物について、インターネットを含むあらゆる媒体を通じた複製を許可することができる。これは、インターネット利用者が複製と利用を希望する場合には、著作者の許可を得る必要があることを意味している。したがって、著作権で保護されているテキスト、インターネットのページ、画像、音楽又は映像は、複製をするには許可を受けなければならない。

もっとも、インターネット上に置かれた著作物の公開及び利用の状況を監視したり、著作権侵害者を特定したりすることは、難しい課題である。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ブラジル編

[著者]

Ana Saito da Costa

Karina Hata

Mário Massanori Iwamizu

LAUTENSCHLEGER, ROMEIRO e IWAMIZU Advogados

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2011年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。